

『公益信託』CB東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金』

2020年度募集要項

東日本大震災で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

株式会社ジェーシービーは、東日本大震災で被災し、ご両親を亡くされた小学生から高校生に相当する児童・生徒・学生の皆様に、長期的に奨学金を支給することで就学のご支援を行うため、2011年12月22日に文部科学大臣の引受け許可を受け、公益信託によって奨学基金を設立しました。

また、2018年度からは、大学、短期大学又は専門学校に相当する学生の皆様に支援対象を拡大いたしました。

本基金の奨学金の申請をご希望の方は下記の本募集要項をお読みの上、別紙申請書にて所属する学校経由にてお申込下さい。

記

1. 対象となる児童・生徒・学生

東日本大震災で被災し、保護者であるご両親が死亡又は行方不明になった小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学又は専門学校に相当する学校に在学している児童・生徒・学生

※1 保護者であるご両親が離別又は死別により既にお一人の場合で、当震災のため死亡又は行方不明になられた場合も対象となります。

※2 一つの家庭に複数の対象となる児童・生徒・学生がいる場合は全員が対象となります。

※3 2011年4月1日以前に生まれた児童・生徒・学生が対象となります。

2. 対象となる学校

(1) 小学校（義務教育学校前期課程を含む）

(2) 中学校（義務教育学校後期課程を含む）

(3) 高等学校

(4) 中等教育学校

(5) 高等専門学校

(6) 専修学校（高等課程）

(7) 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

(8) 大学

(9) 短期大学

(10) 専修学校（専門課程）…本要項では専門学校としています

なお、(3)、(4)及び(7)の専攻科又は別科は除きます。

また、(8)、(9)、(10)は別途申請が必要です。

3. 奨学金の金額

(1) 通常の奨学金

① 小学校又は特別支援学校（小学部）に在学する児童：月額10,000円

- ② 中学校、高等学校、大学、短期大学又は専門学校に相当する学校に在学する生徒・学生：月額20,000円

(2) 入学祝い金

小学校、中学校又は高等学校に相当する学校に入学した場合：入学時に50,000円

(3) 卒業準備金

- ① 中学校三年次の生徒：150,000円

- ② 高等学校に相当する学校の最終学年の生徒：850,000円

4. 奨学金の支給方法

- (1) 原則として毎年度第1回目は5月、第2回目は10月にそれぞれ6ヶ月分を支給します。なお、採用初年度の第1回目は7月を目処に6ヶ月分を支給します。また、入学祝い金は当該年度第1回目の支給時、卒業準備金は当該年度第2回目の支給時にそれぞれ通常の奨学金に加算して支給します。
- (2) 奨学金（入学祝い金・卒業準備金）は、保護者の金融機関口座に振込みの方法で支給します。なお、高等学校、大学、短期大学又は専門学校に相当する生徒・学生は自身の金融機関口座に振込み可能とします。
- (3) 毎年度、進級時又は進学時に、新年度の在学証明書をご提出いただきます。（新年度の奨学金の受給には在学証明書のご提出が必要となります。）

5. この奨学金の特色

- (1) この奨学金（入学祝い金・卒業準備金を含む）は返還の義務はありません。
- (2) この奨学金は、他の奨学金との同時受給も可です。
- (3) 高等学校に相当する学校の最終学年の生徒は卒業準備金贈呈式に出席して下さい。

6. 支給期間

支給開始時から上記2. 対象となる学校を正規の年限で卒業するまでの間支給します。

- (1) 小学校：6年間
- (2) 中学校：3年間
- (3) 高等学校：3～4年間
- (4) 中等教育学校：6年間
- (5) 高等専門学校：5年間
- (6) 専修学校（高等課程）：3年間
- (7) 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）：12年間
- (8) 大学：4～6年間
- (9) 短期大学：2～3年間
- (10) 専門学校：2～4年間

※ ただし、想定しえない状況の変化等により、奨学金の継続給付が困難となった場合は、事前にご連絡のうえ給付を終了することがあります。

7. 申請方法

対象となる児童・生徒・学生が在学する学校の学校長を経て、後記12に記載の事務局あてに申請して下さい。

なお、大学、短期大学又は専門学校に相当する学生は、別途申請が必要です。

8. 申請書類

(1) 初めて申請する場合

次の①、②、③の書類を揃えて、学校経由でご提出下さい。

① 申請書（後記 12 の事務局へ請求、又は、ホームページからダウンロードして下さい。）

② 住民票等（本人と現在の保護者の方を確認できるもの）

③ 戸籍謄本（亡くなられたご両親を確認できるもの）

※②又は③が揃わない場合は、申請書にその旨ご記入下さい。後程ご提出をお願いします。

(2) 大学、短期大学又は専門学校へ入学する場合

次の④、⑤の書類を大学、短期大学又は専門学校経由でご提出下さい。（申請書、住民票等及び戸籍謄本は不要）

④ 申請書 2（後記 12 の事務局へ請求、又は、ホームページからダウンロードして下さい。）

⑤ 大学、短期大学又は専門学校の在学証明書

9. 応募期間

2020年4月1日（水）から同年5月31日（日）まで

※ 特別な理由により期限に間に合わない場合は、後記 12 に記載の事務局までご相談下さい。

10. 結果の通知

2020年7月上旬を目処に、当基金の運営委員会の審議を経て、在学する学校経由で全申請者に選考結果を書面にてご通知します。

大学、短期大学又は専門学校へ入学する場合も同様です。

11. 奨学金の支給停止について

(1) 当基金の奨学生が休学又は停学となった場合は、当該休学又は停学期間中は奨学金の給付を休止します。また、退学となった場合は、奨学金の給付を打ち切りとします。（なお、退学後に復学した場合は、再申請ができます。）

(2) 当基金の奨学生が休学、停学または退学となった場合は、速やかに奨学生が在学する学校より、後記 12 に記載の事務局までご報告下さい。

12. 事務局

申請書等郵送先・お問い合わせ先

〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課

「JCB子ども未来応援奨学金」係

電話：0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

ホームページ：<https://www.kodomo-ouenkikin.jp/>

以 上